

千葉県公告第123号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5第1項の規定により千葉県森林整備計画を樹立したいので、同法第10条5第7項において準用する同法第6条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該森林整備計画（樹立）案を縦覧に供します。

なお、当該森林整備計画（樹立）案に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに、千葉市長に理由を付した文書をもって意見書を提出することができます。

令和5年2月6日

千葉市長 神谷俊一

1 縦覧に供すべき書類の名称

千葉県森林整備計画（樹立）案

2 縦覧場所

千葉県若葉区野呂町714-3

千葉県経済農政局農政部農政センター農業経営支援課

3 縦覧期間および時間

(1) 縦覧期間

令和5年2月6日から令和5年3月8日まで（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(2) 時間

午前9時から午後5時15分まで